

## 令和元年度 上越市地方創生推進事業補助金の募集について

- 市では、上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会に参加する団体・企業の皆さまが取り組む「地方創生に資する事業」を支援するため、補助制度を実施しています。
- 多くの団体・企業の皆さまから当制度をご活用いただき、取組をレベルアップすることで、当市の地方創生をより一層推進できるよう、事業の検討をお願いします。

## 1 補助制度の概要

- 交付対象団体（補助金の交付を申請できる団体）  
上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会の会員及び参加団体
- 補助対象の事業  
上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下総合戦略）に定める「具体的施策」（A-1-1～D-2-1の24施策のいずれか）の推進を図ることを目的とした次に掲げるいずれかの事業  
(1) 総合戦略「個別事業プランリスト」に掲載した申請団体の取組のうち、既存の取組を拡充・レベルアップする事業又は未実施の事業  
(2) 新たに取り組む事業
- 補助対象経費  
補助対象事業の実施に必要な経費  
※1 次年度に行う事業のための調査及び事業計画策定の経費を含む  
※2 ただし、以下の経費を除く  
①補助金の交付申請、実績報告及び補助金請求に要する経費  
②事業者等の飲食及び遊興に係る経費  
③不動産の取得に係る経費  
④建物の建設、改修等のハード事業に係る経費（ソフト事業と組み合わせて行うものを除く）  
⑤事業に必要な臨時的な雇用以外に係る人件費  
⑥市、国又は他の地方公共団体からの補助金の交付対象となる経費 等
- 補助対象期間  
交付決定日（申請からおおよそ2週間程度）から令和2年3月15日までに実施する事業
- 補助金の額等  
事業に伴う収入を控除した補助対象経費の1/2  
ただし、1事業当り上限100万円（千円未満の端数切捨）  
※事業完了前の支払（概算払）が可能で、その場合は完了後に清算を行う。
- 交付回数の制限  
1事業者につき2回まで  
ただし、高田区において一定の要件（※）を満たす場合はさらに2回まで可能  
※地域再生計画「城下町高田の歴史・文化をいかした「街の再生」～コンパクトシティによるまちづくり～」の目標達成に資する事業で、もてなし環境や体験コンテンツの整備に関する事業 等

## 2 補助金の募集について

- 募集期間  
令和元年12月27日（金）まで ※ただし、予算上限に達した時点で募集を締め切ります。  
交付決定は、申請書が整い次第概ね2週間程度で随時行います。
- 審査について  
対象事業は、市の予算の範囲内で決定します。  
以下の提出書類を基に審査を行い、交付決定を行います。
- 提出書類  
① 交付申請書 ②事業計画書 ③団体の定款等 ④支出に関する見積書 ⑤参考資料
- 提出方法  
郵送又は持参にて、書類を提出してください。
- 実績報告  
実績報告は、所定の様式により、事業終了後2週間以内に提出してください。  
また、3月1日～3月15日までに事業が終了する場合は、見込みの金額で3月15日までに提出してください。
- その他  
事業の実施状況及び結果について、事例発表及び上越市ホームページ掲載用の写真をお願いする場合があります。

## 3 来年度以降の補助制度について

- 上越市地方創生推進事業補助金の廃止  
上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和元年度で計画最終年度となることから、本年度をもって当補助金は廃止となる予定です。  
令和2年度以降の支援内容につきましては、次期総合戦略の策定に合わせて今後検討してまいりますので、今後も上越市の地方創生の取組の一層の推進に向けて、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ・提出先：  
上越市 企画政策部 企画政策課 担当：瀧澤、西森  
〒943-8601 上越市木田1-1-3  
Tel：526-5111 FAX：526-8363 メール：kikaku@city.joetsu.lg.jp